○文化庁告示第三十九号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の三第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月二十二日　　文化庁長官　近藤　誠一

一　名称

平成二十三年度図書館等職員著作権実務講習会

二　目的

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という）の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

三　日時及び場所

1　京都会場

（ア）日時　平成二十三年八月三十一日（水）（十時から十七時まで）、九月一日（木）（十時から十七時まで）及び九月二日（金）（十時から十五時三十分まで）

（イ）場所　京都大学吉田キャンパス吉田南四号館三階四共三〇教室【定員二〇〇名】（郵便番号六〇六―八五〇一　京都市左京区吉田二本松町）

2　名古屋会場

（ア）日時　平成二十三年九月七日（水）（十時から十七時まで）、九月八日（木）（十時から十七時まで）及び九月九日（金）（十時から十五時三十分まで）

（イ）場所　名古屋大学東山キャンパス法・経共用館二階カンファレンスホール【定員一五〇名】（郵便番号四六四―八六〇一　愛知県名古屋市千種区不老町）

四　履習すべき科目

著作権法及び著作権実務演習

五　受講資格

1　大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者

2　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、三年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者

3　司書となる資格を有する者で当該資格を得た後三年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者

4　前各号に掲げる者のほか、文化庁長官が受講を認めた者

六　受講者

文化庁において受講申込者のうちから会場の定員範囲内で選定し、その旨を通知した者

七　受講申込手続

1　申込期限

平成二十三年七月十四日（木）まで（消印有効）

2　申込書

別記様式

3　申込方法

受講申込者は、申込書に返信用封筒（角型二号封筒に返信先・申込者氏名を記入し百二十円分の切手を貼付したもの）を添えて、文化庁長官官房著作権課（郵便番号一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関三丁目二番二号）に申し込むこと。

4　受講料

無料

八　受講修了者

受講成績が良好と認められた者

九　修了証書

受講修了者には修了証書を授与する。

別記様式（日本工業規格Ａ４縦型）

平成２３年度図書館等職員著作権実務講習会受講申込書

ふりがな 1　氏　名	
2　生年月日	昭和　・　平成　　年　　月　　日生
勤務先	3　名　称
	4　所在地　〒　－ 都・道・府・県　　市 電話番号　（　　）　　（内線）
	5　下記(1)～(4)に該当する番号を○で囲む。 なお（4)により受講を希望する者は受講希望理由を記入する。 【受講資格要件】 （1）大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者 （2）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第３学年を修了した者で、３年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者 （3）司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後３年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者 （4）その他（受講希望理由：　　）
受講者資格	6　図書館等勤務経験　　年　　月（平成２３年８月１日現在の予定）
希望会場	7　第１希望会場　□←（下記（1）（2）から選択して記入する） （1）　京都会場【定員２００名】 平成２３年８月３１日（水）～９月２日（金） 京都大学　吉田キャンパス吉田南４号館３階４共３０教室 〒６０６－８５０１　京都市左京区吉田二本松町 （2）　名古屋会場【定員２５０名】 名古屋大学　東山キャンパス法・経共用館２階カンファレンスホール 〒４６４－８６０１　愛知県名古屋市千種区不老町 平成２３年９月７日（水）～９月９日（金）
	8　第一希望会場で受講できない場合につき、(1)(2)いずれかを○で囲む （1）　第２希望会場で受講する （2）　第１希望会場で受講できなければ受講しない

文化庁において受講申込者のうちから会場の定員範囲内で選定します。

項目８は必ず選択してください。